（仮称）練馬区公契約条例検討委員会設置要綱

令和８年９月16日

８練総経第1210号

（設置）

第１条　（仮称）練馬区公契約条例（以下「条例」という。）の制定に当たり、条例に規定すべき事項等を検討するため、（仮称）練馬区公契約条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、つぎに掲げる事項を検討し、区長へ報告する。

(1)　条例に規定すべき事項

(2)　条例に関して、委員長が必要と認める事項

（構成等）

第３条　委員会の委員（以下「委員」という。）は、つぎに掲げる者とし、区長が委嘱する。

(1)　学識経験者　３名以内

(2)　労働団体関係者　２名以内

(3)　事業者団体関係者　４名以内

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から２年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の会議は、公開とする。ただし、区長の管理する情報の公表および提供ならびに附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成14年３月14日練総情発第150号）第13条第１項各号のいずれかに該当するときは、非公開とすることができる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、総務部経理用地課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付　則

１　この要綱は、令和８年10月１日から施行する。

２　この要綱は、条例の公布の日限り、その効力を失う。